

大地震の発生を

特別企画 1

アドバイス

地震保険に加入する目的と

生活設計塾クルー取締役・CFP®

清水 香

図表1 災害救助法による救助の種類

- ①避難所、応急仮設住宅の設置
- ②食品、飲料水の給与
- ③被服、寝具等の給与
- ④医療、助産
- ⑤被災者の救出
- ⑥住宅の応急修理
- ⑦学用品の給与
- ⑧埋葬
- ⑨死体の捜索および処理
- ⑩住居またはその周辺の土石等の障害物の除去

ご承知のように、2017年1月、地震保険料率が改定され

地震保険料は損害を受ける可能性を示すシグナル

から、被災リスクを踏まえないファイナンシャルプランニングおよびリスクマネジメントはもはや成立しません。被災リスクを「わが事」として捉え、準備の必要性を理解することが、お客さまに本当の安心を得ていただくための第一歩です。

図表2 被災者生活再建支援法による支援金

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

支給額	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
100万円	50万円	

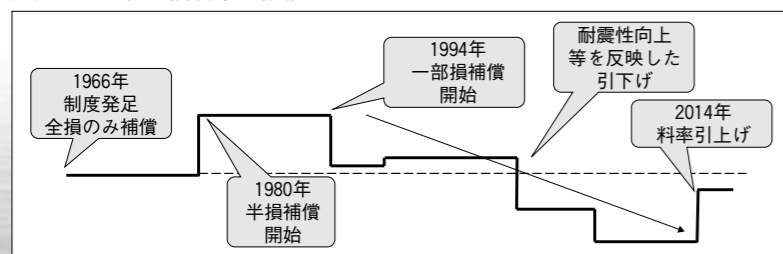
■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

支給額	住宅の被害程度		
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）
200万円	100万円	50万円	

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）。

※単身世帯は各該当欄の金額の3/4の額。

図表3 地震保険料率の推移



過去を振り返ると、住宅の耐震性能が向上したことから、地震保険料率は1996年以降、複数回にわたり引き下げられました（図表3）。それが2014年に18年ぶりの全国平均

15・5%のアップ、そして2017年1月の5・1%アップが決定しました。それだけではありません。将来、あと2回の引上げが予定されています。地震保険料率は現在、全国平均で19%の引上げが

前提にした生活設計を

できているか!?

保険料引上げの理由を再考する

人々の生活に打撃を与える大地震が頻発している。

本特別企画では、大地震を想定したリスクマネジメント、ライフプランニングの必要性を「地震保険」という観点から改めて喚起したい。

被災リスクを踏まえない、FP提案はもはや成立しない

東日本大震災から5年、わが国は再び大地震に見舞われてしまいました。マグニチュード9の巨大地震が発生し、「想定外」としか言えない」と専門家に言わしめた東日本大震災。そして、今回の熊本地震では、二度にわたり震度7の激震に襲われるという、観測史上例のない事態に陥っているのです。

今回の地震を受けて気象庁は「過去の経験則にない地震」であり、「今後の地震活動を見通すのは難しい」としています。一方、ある専門家は「震度7の揺れは全国どこにいても遭遇する恐れがある」とも指摘しています。

地震は、止めることも防ぐこともできません。さらに、いつどこで・どのような規模の地震が起きるかは、専門家でもわからないのです。日本に住む限り、

誰もが最悪レベルの被災の可能性を抱えており、もはや大地震は「他人事」ではなくなりまし

た。ところが、自らの被災リスクに気付いていない、あるいは自分には降りかからないと考えるお客さまが少なくないのが現実のようです。

内閣府の「平成28年版 防災白書」によれば、災害の可能性に関する意識を問われると、発生する可能性が「ほぼ確実」「可能性は大きい」との回答は6割を超えます。ところが、災害の備えの重要度に対しては、「重要であり充分に取り組んでいる」「できる範囲で取り組んでいる」を合わせても4割以下にとどまるのです。

「大地震はどこかで起こるかもしれないが、まさか自分には…」といったところかもしれません。こうした心情を災害心理学では「正常性バイアス」といいます。心の平穏を保つため根拠のない

思い込みをしてしまう心のメカニズムですから、致し方ない側面はあるでしょう。

しかし、今後被災しない保証はもはやどこにもなく、被災してもお客さまの暮らしは続くのです。ですから、被災後の備えの必要性をFPがしっかりと認識し、お客さまにお伝えしていくことが今こそ求められているのです。

災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災時の公的な支援メニューはいくつかあります（図表1、2）。ただ、こうした支援は当座を乗り切る一時的なものとの位置づけで、被災後の生活は自力再建が基本とされます。

住まいは生活再建を始めるうえでの前提ですが、応急仮設住宅の利用は原則として2年までで、その後再建する、あるいは借りるにせよ、まとまった資金が必要です。